

令和7年度公務災害補償等認定委員会の意見結果

随時更新

令和8年1月29日現在

件数	災害の状況	傷病名	加療内容	認定委員会の意見
1	通勤中の事故	第6胸椎椎体骨折	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
2	業務中の事故	左肩腱板損傷、左上腕骨	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
3	業務中の事故	頭部打撲血腫	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
4	業務中の事故	右胸部打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
5	業務中の事故	ハチ刺傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
6	業務中の事故	左急性結膜炎	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
7	通勤中の事故	交通外傷後の右腰部痛	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
8	業務中の事故	熱中症	通院加療	公務災害と認定することが適当である。